

遠野市木づかい事業費補助金交付要綱を次のように定める。

遠野市長 本 田 敏 秋

遠野市木づかい事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、遠野市産木材の利用の促進を図るため遠野市ふるさとの森を育み木と暮らすまち条例（令和3年遠野市条例第1号。次条第1号において「条例」という。）第10条第1号の規定に基づいて実施する遠野市木づかい事業により、遠野市産木材を利用した建設工事をする場合の経費に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遠野市産木材 条例第2条第1号に規定する遠野産材で、かつ、岩手県産材認証推進協議会が実施する産地証明制度により岩手県産材として証明された木材をいう。
- (2) 建設工事 市内において住居その他の建築物（売買を目的とした建築物を除く。以下同じ。）の新築工事若しくは改築工事（それぞれの工事に伴い実施する外構工事を含む。以下「新築工事」という。）、改修工事若しくは増築工事（それぞれの工事に伴い実施する外構工事を含む。以下「改修工事」という。）又は外構工事を実施することをいう。
- (3) 建築主 自ら居住又は使用するため住居その他の建築物の建設工事の施主となる個人又は法人その他の団体のことをいう。
- (4) 請負業者 市内に本店又は主たる事務所を有する建設工事の請負業者のことをいう。

(補助の対象となる経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、建築主が施主である工期がおおむね1年未満の建設工事であって、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 住居その他の建築物の新築工事にあつては5立方メートル以上の、改修工事及び外構工事にあつては1立方メートル以上の遠野市産木材を使用する場合における当該遠野市産木材の使用に要する経費
- (2) 請負業者が第6条の申請を行う際の経費

(補助金の交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる者（第3号において「補助対象者」という。）は、前条第1号に規定する補助対象経費に対する補助金にあつては建築主とし、同条第2号に規定する補助対象経費に対する補助金にあつては建築主が施主である建設工事の請負契約を締結した請負業者とする。ただし、当該建設工事及び補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものに限る。

- (1) 第6条の申請を行う日現在において、建設工事のうち遠野市産木材を使用する工事が未完成であること。
- (2) 建設工事の請負金額のうち遠野市産木材の使用に係る経費が、次条第1号に規定する補助金の交付を踏まえた適正な金額となっていること。
- (3) 補助対象経費に対して、補助対象者が他の補助金その他の助成を受けていないこと。
- (4) 建設工事の施主がこの告示による補助金の交付の対象となったことがある建設工事の建築主でないこと。
- (5) 建設工事の完了の際に撮影された完成後の建築物の写真を請負業者から市に対して提供され、市が供覧に付すこと（遠野市産木材の利用促進を図るための広報において使用するものに限る。）に関し当該建設工事の建築主が同意していること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1号に規定する経費 建設工事で使用した遠野市産木材の量（製材所等が発行する木材調書に記録された数値をいう。）1立方メートルにつき2万5,000円を乗じて得た額（算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、その上限は、100万円とする。
- (2) 第3条第2号に規定する経費 1件につき3万円（定額）

（補助金の交付の申請等）

第6条 規則第4条の規定による補助金の交付の申請（以下「補助金交付申請」という。）の様式は遠野市木づかい事業費補助金交付申請書（様式第1号）のとおりとし、同条の規定により添付しなければならない書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 遠野市産木材使用概要書（様式第2号）
- (2) 建設工事に係る図面（附近見取図、配置図、平面図（延床面積が分かるもの）等）
- (3) 製材所等が発行する木材調書の写し
- (4) 工事請負契約書の写し（契約の当事者、工事請負代金、建設工事の所在地、工期及び契約締結日が記載されている箇所）
- (5) 着工前又は工事中の写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助金交付申請に当たり建築主及び請負業者がこの告示の趣旨を理解し、建築主にあつてはこの告示による補助金の交付の申請その他の手続の一切を請負業者に委任することとし、受任した請負業者にあつては当該手続を誠実に履行しなければならない。

3 補助金の交付の申請をしようとする請負業者は、建設工事のうち遠野市産木材を使用する工事に着手する7日前までに、第1項に規定する書類を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付に係る通知）

第7条 市長は、補助金交付申請の内容を審査して補助金の交付の適否を決定し、その決定の内容について、遠野市木づかい事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により補助金交付申請を行った請負業者（以下「補助金交付対象者」という。）に通知する。

（交付の条件）

第8条 規則第6条第1項に規定するもののほか、同条第2項の規定により付する条件は、次

のとおりとする。

- (1) 交付する補助金は、建築主にあつては補助金交付対象者に受領を委任するものとし、補助金交付対象者にあつては代理受領した第5条第1号に規定する建築主に係る補助金を当該建築主に遅滞なく支払うものとする。
- (2) 補助金交付対象者は、前号の支払を証する書類を市長に提出しなければならないこと。
- (3) 補助金交付申請の際に提出した遠野市産木材使用概要書の記載内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。
- (4) 補助金額を変更する場合は、市長の承認を受けること。

2 補助金交付対象者は、前項第3号及び第4号に規定する市長の承認を受けようとする場合は、遠野市木づかい事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

3 補助金交付対象者は、第1項第3号及び第4号に規定する変更以外の軽微な変更を行う必要が生じたときは、遠野市木づかい事業費変更報告書（様式第5号）により、市長に報告するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、第7条に規定する補助金の交付決定の通知を補助金交付対象者が受領した日から起算して14日以内とする。

（補助金の請求）

第10条 規則第13条第1項の補助金請求書の様式は遠野市木づかい事業費補助金交付請求書（様式第6号）のとおりとし、同項の規定により添付しなければならない書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 遠野市産木材使用実績書
- (2) 岩手県産材認証推進協議会が実施する産地証明制度において遠野市産木材であることを証する書類
- (3) 完成した建築物の全景及び内観の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金交付対象者は、建設工事完了後7日以内又は補助金交付申請を行った日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、前項に規定する書類を市長に提出しなければならない。

（補助金の決定の取消し及び返還）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた補助金交付対象者が次のいずれかに該当する場合は、規則第15条第2項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該取消しに係る部分に関し規則第16条の規定により返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの告示の規定に違反したとき。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

年 月 日

遠野市長 様

申請者 住 所
法人名
代表者名

遠野市木づかい事業費補助金交付申請書

年度において、標記補助金の交付を受けたいので、遠野市補助金交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 内訳
- (1) 遠野市産木材の使用に要する経費に対する補助金 円 ※注
- (2) 補助金交付申請を行う際の経費に対する補助金 円

2 添付書類

- (1) 遠野市産木材使用概要書
- (2) 建設工事に係る図面（附近見取図、配置図、平面図（延床面積が分かるもの）等）
- (3) 製材所等が発行する木材調書の写し
- (4) 工事請負契約書の写し（契約の当事者、工事請負代金、建設工事の所在地、工期及び契約締結日が記載されている箇所）
- (5) 着工前又は工事中の写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

委任状

私は、遠野市木づかい事業費補助金交付要綱の趣旨を理解したので、補助金の交付の申請その他の手続の一切及び市が交付する補助金の受領について、申請者に委任します。

年 月 日

建築主 住 所 _____

氏 名 _____
(自署)

注 建設工事で使用した遠野市産木材の量（製材所等が発行する木材調書に記録された数値をいう。）1立方メートルにつき25,000円を乗じて得た額（算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、その上限は、100万円とする。

様式第2号（第6条関係）

遠野市産木材使用概要（実績）書

1 建築主の概要

住 所	
氏 名	
電話番号	

※ 建築主の現住所が遠野市以外の場合は、建築場所の予定住所がわかる書類を添付すること。

2 建設工事の概要

建設工事の所在地	遠野市
建設工事の区分	・新築工事 ・改修工事 ・外構工事
構造・階数・工法	造 階
用 途	
延べ床面積	
請負業者名	
請負業者の所在地	遠野市
工事請負代金（税込み）	円
着工予定年月日	年 月 日
完成予定年月日	年 月 日

3 木材について

製材所等の名称	
製材所等の所在地	
全体の使用量（合板を除く）	m ³
うち岩手県産木材の使用量	m ³
うち遠野市産木材の使用量	m ³

※ 使用量は、製材所等が発行する木材調書に記録された数値（小数点3位以下切捨て）を記載すること。

様

遠野市長



遠野市木づかい事業費補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった標記補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）することとしたので、遠野市木づかい事業費補助金交付要綱（以下「要綱」といいます。）第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
内訳
(1) 遠野市産木材の使用に要する経費に対する補助金 円
(2) 補助金交付申請を行う際の経費に対する補助金 円
- 2 交付の条件（交付決定の場合） 要綱第8条の規定のとおり
- 3 不交付の理由（却下の場合）

年 月 日

遠野市長 様

申請者 住 所
法人名
代表者名

遠野市木づかい事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け遠 第 号で交付の決定の通知があった遠野市木づかい事業費補助金について、次の理由により補助事業を変更（中止・廃止）することの承認を受けたので、遠野市木づかい事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 添付書類

- (1) 変更後（中止（廃止）するまでの内容）の遠野市産木材使用概要（実績）書
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者 住 所
法人名
代表者名

遠野市木づかい事業費変更報告書

年 月 日付け遠 第 号で補助金の交付の決定の通知があった遠野市木
づかい事業について、次の内容のとおり変更したので、遠野市木づかい事業費補助金交付要綱
第8条第3項の規定により、報告します。

変更内容

遠野市長 様

申請者 住 所
法人名
代表者名

遠野市木づかい事業費補助金交付請求書

年 月 日付け遠 第 号で交付の決定の通知があった遠野市木づかい事業費補助金について、関係書類を添えて、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額 金 円

内訳

- (1) 遠野市産木材の使用に要する経費に対する補助金 円
(2) 補助金交付申請を行う際の経費に対する補助金 円

2 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・農協・労働金庫
店 舗	本店 ・ () 支店
口座種類	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義人	フリガナ
	申請者氏名

3 添付書類

- (1) 遠野市産木材使用実績書
(2) 岩手県産材認証推進協議会が実施する産地証明制度において遠野市産木材であることを証する書類
(3) 完成した建築物の全景及び内観の写真
(4) その他市長が必要と認める書類